

## 〈論文〉

## 先住民証書のファイリングシステムの変遷

## —植民地時代ペルー・ワマンガの事例—

溝田 のぞみ

## はじめに

16世紀以降、スペイン帝国のラテンアメリカにおける植民地経営において文書メディアの存在は大きく、行政司法領域においてはスペインから同地に移植された文書管理システムが重要な役割を果たした。文書管理システムの植民地への移植は重要な研究課題であり、例えば移植がどのように実現されたのか、また移植過程でシステムは変化したのか、変化したとすれば植民地の特殊性がシステムにどう反映したのか等の問題提起が可能である。しかしながら、文書管理システムのラテンアメリカへの普及プロセスとその影響についての全体像はいまだ不鮮明であり、その究明に向けて公的制度の分析や組織論といった国家レベルのマクロな視点からの議論のみならず、それが植民地体制の末端において歴史的にどのように扱われ、機能してきたのかという微細な視点からの事例研究の積み上げも不可欠である。というのも、システムの移植は常に上からの規定に忠実になされたわけではなく、ローカルレベルでそれを運用する側の微調整や試行錯誤の積み重ねがあり、しかもそれらがしばしば移植を成功に導く鍵を握っていたからである<sup>1)</sup>。

このような問題意識のもと、本稿では公正証書<sup>2)</sup>という当時の人々の生

活に欠かせない文書メディアの一つを取り上げ、ローカルレベルにおける文書管理の一例をケーススタディとして提示したい。筆者は以前からペルーの植民地時代における先住民社会の歴史に関心があり、かつて中部山岳地帯のアヤクチョ市（植民地時代はワマンガ市）<sup>3)</sup>に位置するアヤクチョ地方文書館（Archivo Regional de Ayacucho, 略称 ARAY）で調査を行った際、先住民が依頼主となって作成された公正証書（以下、先住民証書）が少なからず存在することを確認していたため、調査対象は同文書館に所蔵される公正証書とし、2010年2-3月および翌年の同時期、計約2ヶ月間、現地調査を実施した。

## I 問題設定

従来、筆者を含めて歴史研究者は公正証書の記録内容を歴史の再構成に利用してきた。そのような研究は枚挙にいとまがないが、アンデス史に関していえば、スペイン人による征服後間もないペルー社会をその多様な構成員の分析を通して論じたロックハートをはじめ、ペルー中部山岳地帯に位置するワマンガ地方の16、17世紀先住民社会を考察したスターン、植民地時代におけるクスコの女子修道院の設立とダイナミックな経済活動を描いたバーンズらの研究には一次史料として多くの公正証書が用いられている（Lockhart 1968；Stern 1982；Burns 1999）。

しかし近年、バーンズ自身が公証人帳簿に含まれる記録内容にのみ注目してきた従来の研究とは異なる視点で公証人帳簿の分析を行い、その史料の価値を再評価している（Burns 2005；2010）。バーンズの研究は、植民地時代クスコの事例にもとづき、公正証書が公証人や作成依頼主ら当時の社会を構成する人々によっていかに生産・利用・保管・参照されてきたのかという点に注目し、そこに新たな歴史を読み取ろうとしたものであり、近年の歴史学で「史料論」と呼ばれる方法論の一例とみなすことができる。史料論とは、史料の真偽を判定し、内容の解釈を助けるために形態や様式、機能や伝来を調べることに限らず、史料を作成し、利用し、保管

し、継承してきた過去の人びとの営みやそれを支える組織や制度を解明するアプローチである。

筆者はバーズと同様の史料論的観点に立ちつつも、公正証書の背後にある人間関係とその力学に焦点を合わせた同氏の研究とは異なり、物としての公正証書に具現される歴史性に注目し、アヤクチョにおける先住民証書の管理方法を対象に調査を行った。本来は植民地時代全体を検討対象とすべきなのだが、時間的制約のため、調査では主として16、17世紀のみの史料しか扱えなかった。したがって、18世紀以降の調査は今後の課題である。しかし、16、17世紀に関する調査だけでも、先住民証書のファイリング方法の変化をかなり詳しく辿ることができ、その結果、先住民証書のファイリングシステムが17世紀中葉以降、いっせいに変化していることが明らかとなった。ただし、証書の記載内容や形式、案件等を確認したところ、先住民と非先住民の証書の間に顕著な差異はみられず、時系列的な変化も稀少であった。また、17世紀中葉のワマンガにおける先住民の政治的・経済的状况に大きな変化はなく、また行政府や教会の対先住民方針にも変化は認められない。したがって、ファイリング方法の変化には別の要因が作用していると考えられた。筆者は歴史的要因、具体的には1640年以降のインディアスにおける印紙制度の導入が関与していると仮説を立て、検討を行った。

本稿はこうした調査の成果にもとづき、先住民証書のファイリングシステムの変遷を再構成することによって、ローカルレベルで実践された文書管理システムの実例を提示し、ラテンアメリカにおける文書管理システムの普及プロセスの解明に寄与することを目指している。

## II 公証人と文書管理

ワマンガという特定地域での先住民証書ファイリングシステムの事例を考察するにあたって、本章では植民地時代ペルーにおいて公正証書の作成と管理を担った公証人 (escribano) と呼ばれる文書管理の専門家集団に

属する人々の概要を述べるとともに、証書の作成・保管・利用・参照に関する標準的な作業ルーティーンを先行研究と独自のデータに基づき可能な限り再構成してみたい。

## 1 公証人の概要

一般に植民地時代のインディアスにおける公証人制度はカスティーリャで発達した制度を移植し、現地の事情に合わせて調整が図られたとされている<sup>4)</sup>。公証人は民間の売却や譲渡、賃貸、遺言などを案件とする公正証書を作成し、その真正性を法的に保証する権限をスペイン王から与えられた文書作成の専門家であるが、訴訟関連文書の作成など司法業務にも携わった。公証人と一概に言っても、その権限や活躍の場は様々である。植民地の各都市で公証業務を行ったのは主に「定数内の公的公証人（以下、公的公証人）」(escribano público y del número)、「市参事会の公的公証人（以下、市参事会の公証人）」(escribano público y de cabildo)、「王の公証人」(escribano real)の3者であり、これはワマンガ市にも当てはまる。公証人になるための資格や要件は3者とも同様に、25歳以上の俗人（男性）で、善良なキリスト教徒であること、道徳的に優れていること、嫡出子であることなどの他、実務的な文書作成能力、保証金の支払いが要求され<sup>5)</sup>、書類審査や実務試験を得て、晴れて王からその資格が授与された。3者の主な違いはその活動範囲にある。公的公証人および市参事会の公証人は特定都市内でのみ、王の公証人の場合は植民地全土で活動可能だったが、公的公証人の所在地では競合を避けるため王の公証人の活動は制限された（Guajardo-Fajardo 1995）。

なお、三者とも公正証書の作成手数料が主な収入源だったが、市参事会の公証人は同機関での公務に対する報酬も受け取った。王の公証人が特定の都市に事務所を構えなかったのに対し、その他二者は事務所を構えた。事務所は顧客への応対や証書の作成・保管を行うための重要な場であった他、助手や写字生を抱え、実務の補佐や下働きをさせながら公証人や筆耕

者などの育成も行った。パーンズによれば、助手は公証人の署名箇所を除く証書本文の記入や、証書を縫い綴じて公証人帳簿に仕上げる作業を任せられることもあった (Burns 2010)。

## 2 公証人の作業ルーティーン

公正証書の作成・保管・利用・参照のプロセスについては、パーンズがクスコの事例をもとに再構成しており、ワマンガの事例を推察するための参考資料となる。それは概して次のような流れであったと考えられる。(Burns 2010 : 37-38 : 82)。

- (1) 証書作成依頼：依頼主が公証人に証書を作成するための依頼を行う。メモ書きを渡すこともある。
- (2) 要約の作成：ミヌータ (minuta) と呼ばれる備忘録に案件内容の要約を書き留めておく<sup>6)</sup>。
- (3) 証書本文の作成：要約をもとに綴込帳 (registro)<sup>7)</sup>というノート状の冊子 (後に詳述) に依頼主、作成場所、年月日、案件内容等の必要事項を詳細かつ書式に従って清書する。
- (4) 記載内容の確認および署名：案件の記入が終わると依頼主および証人の前で記載事項を読み上げ、依頼主はその内容に同意すれば公証人とともに証書の末尾に署名を行う。
- (5) 公証人帳簿の作成と保管：最終ページまで記入が終わった綴込帳は、複数冊を日付順に重ねて縫い綴じ、目次や革表紙を付して帳簿に仕上げる。これは公証人帳簿 (protocolo) と呼ばれ、証書原簿として公証人事務所に保管される。
- (6) 証書の参照と謄本の作成：依頼があった場合、公証人は法令で定められた期間内に原簿の記載事項に一字一句違わぬ謄本を作成し、署名と公証人の飾り書きを付したうえで依頼主に渡す。

以上の説明から分かるように、公正証書は帳簿に綴じた上で保管・参照するのが原則であるが、これはバレーに限らずインディアス全域で共有さ

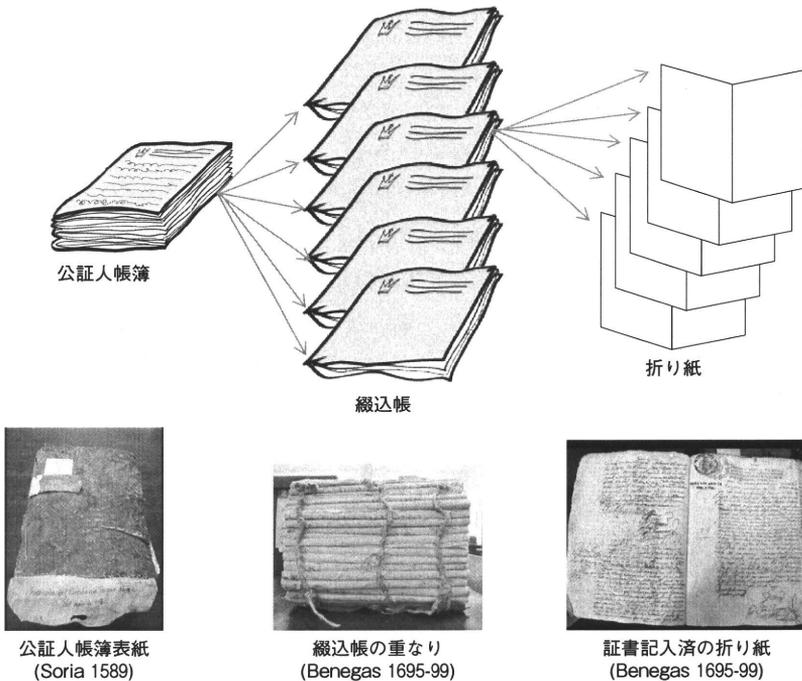
れた形式であり、法的な裏付けも存在する。例えば1563年フェリペ二世の発布した法令は、帳簿は1年ごとの記録を縫い綴じ、公証人が署名を施したうえで保管することを定めている<sup>8)</sup> (Ediciones Cultura Hispánica 1973 t. 1:254r; t. 2 164v)。しかし、16、17世紀の法令には帳簿の具体的な作成の手順や方法については規定されていない。また、1563年にスペインのアルカラ・デ・エナレスで初版が刊行され、公証人の教本としてペルー副王領でも広く読まれたとされるモンテローソ・イ・アルバラードの『民事・刑事の实践、並びに公証人指南』にも前述の勅令と同様の記述はあるが、それ以上の具体的な説明はみられない (Monterroso 1603:209)。詳細な統一基準やマニュアルが存在しないことから、帳簿の具体的な作成方法については公証人たちが慣習やその時々が必要に応じて手探りで構築していった可能性が高く、個人差や地域差が存在したものと考えられる。

そこで ARAY の公証人帳簿の考察を通して、ワマンガで実践されていた標準的な帳簿の作成プロセスを検証してみたい。使用されている用紙は公証人たちが「折り紙」(pliego) と呼ぶ1503年カトリック両王の公証人制度に関する政務令に規定された用紙であり、全紙を二つ折りにしたものに相当すると思われる<sup>9)</sup>。折り紙は多くの場合、ノート状に25枚前後重ね、糸で中綴じされている。用紙の重ね方や綴じ方は目視で確認を行った。50フォリオ前後からなるこのノートは「綴込帳」と呼ばれ、年始から日付順に記入され、1冊が埋まると2冊目、3冊目と作成され、年間で8冊に及ぶケースも見られる。

ちなみにその年の最後の綴込帳は、25枚に満たない、あるいはそれを超えるケースが多い。これは綴込帳の最後まで記録が埋まらない、あるいは逆にオーバーした場合に、枚数を適宜調整したものと考えられる。綴込帳には表紙が付されることが多く、作成年、公証人名および作成年の何冊目に当たるかが記されている。綴込帳は帳簿の先頭に最も古いものが来るように日付順に重ねた後、フォリオ毎に全体の通し番号を記入し、巻頭または巻末に帳簿内の各証書の先頭フォリオ番号を記した目次<sup>10)</sup>を置いてから

糸で縫い合わる。これに革の表紙を縫い付けて帳簿は完成する。ただし、上記はあくまでも標準的な帳簿の構造であり、実際には様々な例外が存在する。例えば、綴込帳が日付順に重ねられていない、目次が付されていないといった例も散見される。また、帳簿は一年ごとに作成するという規定に反し、一冊の帳簿が複数年に及ぶケースもみられる。

図1 標準的な公証人帳簿の構造



ARAYに保管されている公証人帳簿のうち、植民地期のものは次表の通りである。

表1 ARAYにおける植民地期の帳簿

世紀	公証人数	公証人帳簿数
16 (1576-)	6	12
17	17	77
18	16	77
19 (-1824)	3	14
合計	42	180

17、18世紀と比べ、16、19世紀の帳簿数が極端に少ない理由は、前者は1576年以降の帳簿しか保管されておらず、後者はペルーがスペインから独立する1824年<sup>11)</sup>までに作成が開始された帳簿のみを対象としたためである。

### Ⅲ ファイリングシステムの変遷

ARAYの公証人帳簿には1641年以降、先住民証書のファイリング方法に関する変化が認められる。1640年以前、全ての証書は基本的に作成日順を基準としてファイリングされていたが、1641年以降、先住民証書は非先住民が依頼主となった証書（以下、非先住民証書）<sup>12)</sup>から何らかの方法で弁別されるようになり、やがて先住民証書のみ帳簿の一か所ないし数か所に集約されることが一般化し、17世紀末には先住民証書のみを綴じた帳簿が登場するようになる。先住民証書の弁別方法はつぎの4タイプに分類できる。

- (1) 個別証書タイプ：先住民証書が他の証書のなかに混在しているが、目印などの方法により他の証書と区別したもの
- (2) 折り紙タイプ：ばらの折り紙の状態の先住民証書を一か所ないし数か所に寄せ集めたもの
- (3) 綴込帳タイプ：先住民証書のみで構成される綴込帳
- (4) 帳簿タイプ：先住民証書のみからなる帳簿

これらのファイルタイプに従って ARAY における17世紀の公証人帳簿

を分類し、各帳簿に含まれる先住民証書の期間とフォリオ数を示したものが次表である。

表2 4つのファイルタイプにおける帳簿と先住民証書の関係

ファイルタイプ	公証人名	帳簿全体			先住民証書				
		ARRAYでの整理番号(PN)	期間(年/月)	フォリオ数	期間	フォリオ数			
(1)個別証書	MESAGIL	48	1640/07-1641/08	504	13)				
		49	1642/01-1643/09	592					
	CACERES	40	1656/01-1661/12	831					
		41	1662/01-1664/01	886					
		42	1664/02-1665/12	868					
(2)折り紙	PEÑARANDA	53	1642/02-1644/08	583	1642/06-1641/12	31			
		55	1644/04-1645/04	257	1644/04-1644/12	30			
	SILVERA	85	1642/03-1658/03	608	1653/04-1655/12	63			
					1642/03-1658/03	35			
	ASURZA	15	1657/10-1660/03	980	1647/08-1658/03	10			
					1657/10-1659/12	102			
					1650/12-1671/11	31			
					1650/07-1659/07	19			
					1666/06-1669/09	17			
					1668/01-1669/10	5			
(3)綴込帳	PEÑARANDA	53	1642/02-1644/08	583	1644/01-1644/04	13			
					54	1642/03-1643/11	625	1643/01-1643/11	28
					56	1645/03-1646/12	523	1646/01-1646/02	20
	FALCON	43	1642/06-1646/12	465	1645/03-1646/11	39			
					1642/06-1646/12	76			
	MANSILLA	45	1650/07-1655/05	973	1651/09-1653/06	50			
					1654/05-1655/05	53			
	BENEGAS	23	1670/12-1683/12	347	1670/12-1683/12	161			
					26	1680/02-1688/12	1112	1683/04-1688/01	44
								1688/06-1688/12	8
					28	1689/02-1690/07	472	1689/02-1689/12	64
					29	1690/01-1694/12	948	1691/01-1693/11	34
					30	1695/04-1699/12	1335	1695/02-1697/11	49
	99/31	1698/02-1702/09	834	1698/02-1701/11	49				
	BENITES	32	1692/03-1695/12	1029	1694/05-1696/01	55			
	BLANCO	35	1672/03-1675/01	851	1672/05-1673/05	49			
					1672/12-1675/01	36			
		36	1674/02-1677/12	1189	1675/03-1675/12	37			
					1676/02-1676/12	50			
		37	1678/01-1681/12	1045	1677/02-1677/12	26			
1678/01-1679/11					49				
38	1682/01-1685/12	1269	1680/01-1681/10	39					
			1682/01-1683/10	62					
39	1684/04-1685/10	10							
39	1686/01-1688/02	465	1686/03-1688/02	21					
(4)帳簿	BENITES	34	1696/02-1703/10	223	1696/02-1703/10	223			

ただし、これらのタイプは、あくまでも変化の理念型として分類・提示したものであり、これらが順序よく発展的に移行するわけではない。実際にはいくつかの段階が同時進行することもあり、上記4タイプはあくまでも、大まかな時系列の流れに位置づけられるものである。以下、各タイプの内容について詳述する。

#### (1) 個別証書タイプ

このタイプは先住民証書を含む全ての証書を作成日順に並べるという点では1640年以前と同様であるため、先住民証書はその他の証書の中に混在しているが、個々の先住民証書が何らかの形で非先住民証書から弁別されているのが特徴である。

最初に認められるのは、ペドロ・デ・メサヒル (Pedro de Mesagil) の帳簿である。該当するのは、ARAYに保管されるメサヒルの計4冊の帳簿(1624-1643年)のうち、4冊目である (Mesagil 1640-41; 1642-43)。彼の帳簿はいずれも証書を日付順に並べるという点では共通しているが、3冊目の1641年8月以降に作成された先住民証書は、各証書の先頭ページ欄外左上に「先住民の」(de yndios)と明記されるようになり、一見してそれが先住民証書と判別できるようになる。これは4冊目の帳簿においても同様である (Mesagil 1642-43)<sup>14)</sup>。

メサヒルとは異なる形で証書を区別した例もある。それは1656-1665年にアグスティン・カセレス・ガリード (Agustin Caceres Garrido) が作成した計3冊の帳簿である (Caceres 1656-61; 1662-64; 1664-65)。カセレスもメサヒルと同様に全証書を日付順に配置しているものの、先住民証書に目印は付していない。カセレスの弁別方法は従来とは異なるファイリング手順そのものにある。彼は非先住民証書のみからなる綴込帳を作成する一方で、先住民証書はばらの折り紙に別途作成し、全体が日付順となるよう、前者に後者を挿入したうえで縫い綴じている<sup>15)</sup>。

なお、メサヒルとカセレスの活動期間には10年以上の隔たりが存在する。その間、別の公証人が手掛けた帳簿には本タイプとは異なる二種類の

ファイリング方法（折り紙タイプと綴込帳タイプ）が認められる。

## （2） 折り紙タイプ

1642年、メサヒルに続いて新たなファイルタイプが登場する。帳簿に含まれる全ての先住民証書が帳簿の一定箇所に集約的に綴じられたパターンである。ただし、先住民証書の集積方法は折り紙をノート状に重ねた、いわゆる綴込帳形式ではない。個々の証書が1～数枚の折り紙に作成され、それら個別の証書が上から日付順に重ねられ平綴じされているのが特徴である。

このタイプは、まずホアン・デ・シルベラ (Joan de Silvera) が1636-58年にかけて作成した7冊の帳簿のうち、最後の帳簿に確認される。1～6冊目の帳簿に関して先住民証書のファイリング方法は他の証書と区別されない混在型であり、各先住民証書には目印は付されていないが、7冊目の先住民証書の扱いには変化がみられる (Silvera 1642-58)。

同帳簿には1642年から1658年までの証書が計608フォリオ分含まれているが、最初の491フォリオには連続した通し番号が付されているのに対し、残りの117フォリオは通し番号が逐次的でなく、後に組み替えられた可能性が高い。

まず、最初の規則的な491フォリオに関しては、その中程に63フォリオ分の先住民証書が集約的に現れる。この先住民証書の束は、標準的な綴込帳とは異なり、折り紙を1枚ないし数枚ずつ二つ折りにしたものを中綴じにせず、ひもで平綴じしただけのものである。その証書群には表紙はないが、先頭フォリオ表面<sup>おもて</sup>上部に「先住民 1654」と記入され、実際の証書の年数とは若干のずれがあるものの、先住民証書の集約化が明示されている。

一方、通し番号が不規則な後半の117フォリオにもその中程と末尾の二カ所に先住民証書が集約されている。そのうち前者にあたる1642-58年の35フォリオ分の先住民証書群に注目したい。先頭には次のように題した一枚の中表紙が付されている。「本年1642年、私国王の公証人、ホアン・

デ・シルベラが承認するインディオの公正証書を収めた折り紙の綴込帳—ワンタの施療院創設に関する証書を含む。1642年および1643年」<sup>16)</sup> (Silvera 1642-58)。「折り紙の綴込帳」(registro de pliegos) という表現には標準的な綴込帳とは異なるファイリングと先住民証書の集約化が意識されている<sup>17)</sup>。

シルベラは活動期間の最後に作成したと思われる1冊の帳簿内に1642年以降に手掛けた、ほぼ全ての先住民証書を集約しているが、同様のファイリング方法を用いつつ、先住民証書の束を複数の帳簿に分散させた例もある。ホアン・アスルサ (Joan Asurza) の1650-71年にかけて作成された8冊の帳簿のうちの5冊がこれに該当し、先住民証書はばらの折り紙の状態では帳簿の一か所に集約されている<sup>18)</sup>。

表3 アスルサの帳簿における先住民証書の位置<sup>19)</sup>

帳簿	証書	期間 (年/月)	フォリオ数
1 冊目	先住民	1657/10-1659/12	102
	非先住民	1643/?-1660/03	878 <sup>20)</sup>
2 冊目	非先住民	1650/01-1671/11	817
	先住民	1650/12-1671/08	31
3 冊目	非先住民	1651/03-1658/11	316
	先住民	1651/03-1652/01	19
	非先住民	1650/07-1659/10	216
4 冊目	非先住民	1666/06-1666/08	69
	先住民	1666/08-1669/09	17
	非先住民	1666/11-1667/09	466
5 冊目	非先住民	1668/10-1669/10	631
	先住民	1668/01-1668/02	5 <sup>21)</sup>

出典 Asurza 1657-60: 1650-71: 1650-59: 1666-69: 1668-69.

先住民証書の位置は、帳簿の先頭、中程、末尾と様々であるが、位置の決定には証書を日付順に配置するという論理が働いていたと考えられる。

例えば、4冊目の帳簿は非先住民証書のフォリオ番号314 (1666年8月) および316 (1666年11月) の間に、1666年8月-1669年9月の先住民証書が17フォリオ分、フォリオ番号なしで挿入されている (Asurza 1666-69)。これは明らかに、最初に非先住民証書のみを日付順に重ねた後、その時点で集積していた先住民証書の束を公証人が最も妥当と判断する位置に挿入し、帳簿の形に綴じたと考えられる。その際、証書は日付順に重ねるのが原則とされていたため、最も日付の順序を崩すことのない位置を選んだと推察できる。

この他にも同様の例が見られるが、そこには先住民証書を一か所に集約することと帳簿全体の日付の順序を守ることを両立させるべく試行錯誤した公証人の姿がおぼろげながら浮かび上がってくる。

### (3) 綴込帳タイプ

三つめのタイプは公証人たちが「先住民証書の綴込帳」(registro de indios) と呼ぶファイリング形式であり、予め折り紙をノート状に重ねた綴込帳に先住民証書を記入したものである。もっとも古い例は、フランシスコ・デ・ペニャランダ (Francisco de Peñaranda) が1642-48年に作成した5冊の帳簿のうち3冊にみられるが、ペニャランダは先述の折り紙ファイルタイプも2冊に適用している。つまり、ペニャランダは両ファイル形式を併用していたのである。

折り紙タイプは、1、3冊目の帳簿に (Peñaranda 1642-44 ; 1644-45)、綴込帳タイプは1、2 (Peñaranda 1642-43) および4冊目 (Peñaranda 1645-46) に確認できる。なお1冊目は先住民証書群が二か所に分かれ、両者が折り紙、綴込帳の異なるタイプでファイリングされている。つまり、一冊中に二種のファイルタイプが併存している。2冊目の帳簿の場合、先住民証書 (1643年1-11月、計28フォリオ) は、帳簿の巻末に縫い綴じられており、最初の証書の先頭フォリオ表<sup>おもて</sup>面上部欄外に「第一の先住民の綴込帳」とタイトルが明記されている。さらに4冊目には綴込帳の表紙も付されている<sup>22)</sup>。

また、一般的に先住民証書は1、2年ごとに平均25フォルオの綴込帳または折り紙ファイルタイプに集約され、その年の非先住民証書の綴込帳の直後に配置されている。これはアスルサの例に類似するが、先住民証書を「綴込帳」と規定し、規則的に帳簿内に配するなど、そのファイリング手法はより洗練されている。

その後、トマス・デ・マンシーリャの帳簿として唯一残る1651-55年の帳簿にも綴込帳タイプが用いられているものの (Mansilla 1651-55)、1650年代の後半から1660年代にかけては、前述のカセレスやアスルサのファイルタイプが登場し、綴込帳タイプは姿を消す。しかし、1670年代に入ると、同タイプは再び登場する。この時期、ワマンガで公証人業務を行っていたフランシスコ・ベネガス・デ・トレドと (Francisco Benegas de Toledo) フランシスコ・ブランコ・デ・カサスア (Francisco Blanco de Cassazua) の二名がいずれもその形式を用いている。前者は1670-1702年に9冊の帳簿を作成し、先住民証書の綴込帳はそのうち6冊に確認できる。一方、後者は1672-88年に作成した5冊全てに先住民証書の綴込帳が含まれている。しかし、両者の綴込帳は若干異なる特徴を備えている。

まずベネガスの場合、先住民証書は帳簿の一家所に集約されている。

表4 ベネガスの帳簿における先住民証書の綴込帳の期間と分量

帳簿	先住民証書を除く帳簿の期間 (年/月)	先住民証書の綴込帳の期間	フォルオ数 (先住民証書/全体)
1 冊目	1670/12-1679/08	1674/01-1683/12	161/347 <sup>23)</sup>
2 冊目	1680/02-1688/12	1683/04-1688/01	44/1164
3 冊目	1689/06-1695/01	1689/02-1689/12	64/401
4 冊目	1690/01-1694/12	1691/01-1693/11	34/948
5 冊目	1695/04-1699/12	1695/02-1697/11	49/1335
6 冊目	1700/01-1702/09	1698/02-1701/11 <sup>24)</sup>	49/883

出典 Benegas 1670-83; 1680-88; 1689-90; 1690-94; 1695-99; 1698-1701; 1698-1702.

表が示すように、帳簿のフォリオ数にばらつきがみられるものの、1冊目の帳簿を除いて先住民証書の分量は比較的一定しており、綴込帳の標準的フォリオ数50に近い値となっている。また、綴込帳の開始・終了時期がほぼ年始・年末に対応しているのも特徴である。つまり、綴込帳の分量と時期に関する二つの条件を優先させたのであろう。しかしその結果、帳簿の期間と先住民証書の綴込帳の期間に若干のズレが生じている。

一方、ブランコ・デ・カサスアの場合、綴込帳は5冊の帳簿全てに確認され、各帳簿は基本的に複数の綴込帳を含む。

表5 ブランコの帳簿における先住民証書の綴込帳の期間と分量

帳簿	先住民証書を除く帳簿の期間 (年/月)	先住民証書の綴込帳の期間	フォリオ数 (先住民証書/全体)
1冊目	1672/03-1673/12	①1672/05-1673/05 ②1672/12-1675/01 <sup>25)</sup>	49 36/851
2冊目	1674/02-1677/12	①1675/03-1675/12 ②1676/02-1676/12 ③1677/02-1677/12	37 50 26/1189
3冊目	1678/01-1681/12	①1678/01-1679/11 ②1680/01-1681/10	49 39/1353
4冊目	1682/01-1685/12	①1682/01-1683/10 ②1684/04-1685/10	62 15/1254
5冊目	1686/01-1687/12	1686/03-1688/02	21/465

出典 Blanco 1672-75; 1674-77; 1678-81; 1682-85; 1686-88.

各綴込帳の期間は1、2年であり、同期間の非先住民証書の綴込帳の後に配置されている。おおむね年始に始まり年末に終わる点ではベネガスと共通しているが、フォリオ数は15-62と様々で必ずしも50に近いとはいえない。おそらく、ブランコはフォリオ数よりも、1、2年という期間を優先したものである。先述の通り、法令上証書は1年ごとにまとめるべきものとされていたために、この規定に従おうとした可能性もある。

二つの事例から分かるのは、1670年以降、綴込帳タイプが定着していったが、先住民証書の集約プロセスについては公証人間で若干の差が存在し

たということである。本来、分量と期間の条件を両立させることが理想的だったはずであるが、先住民証書の数極めて少なかったために、それは実際上困難であり、いずれかの条件を優先せざるを得なかったと考えられる。この事例からは、そうした公証人のジレンマや試行錯誤が見えてくる。

#### (4) 帳簿タイプ

このファイルタイプは、先住民証書のみからなる帳簿である。これは綴込帳を重ねて縫い合わせ、巻頭目次と革表紙が縫い付けられた一般の帳簿と同じ外観を有する。17世紀末ホセフ・ベニテス・コルテス・カベサス (Joseph Benites Cortes Cavezas) の作成した帳簿の一冊がこれに該当する。

ベニテスは1692-1703年の間に4冊の帳簿を残したが、そのうち3冊目 (1696-1703) が先住民証書のみを集めた247フォリオの帳簿となっている (Benites 1696-1703)。1冊目の帳簿には、55フォリオからなる先住民の綴込帳が挿入されているが (Benites 1692-95)、2冊目 (Benites 1696-1700) と4冊目 (Benites 1701-03) には先住民証書自体が含まれていない。つまり、ベニテスは1696年以降の先住民証書を2、4冊目の帳簿に組み込む代わりに一冊の帳簿として独立させたと考えられる。しかし、本帳簿の証書の分量は8年間で247フォリオであり、1年に換算すれば平均25フォリオほどとなり、先述のブランコの例と比較してもその数は決して多いものではない。また、一般の帳簿が1000フォリオを超すことも珍しくないことからすれば、薄さの際立つ帳簿といえる。

ではなぜ、ベニテスは先住民証書の専用帳簿を作るに至ったのか。当時、公証人たちが先住民証書を弁別し始め、それをファイリング方法に反映させるようになってから約半世紀が経過していたが、その間多少の試行錯誤や紆余曲折はあるものの、根本的な変化は生まれず、綴込帳形式が依然として用いられていた。しかし、独立した帳簿を作成するという発想自体はさほど画期的ではなく、もっと早い段階で導入されていたとしても何

ら不思議はない。むしろ独立帳簿が発想されたのは自然な流れではないか。少なくとも公証人の保管参照の効率性という観点からすれば、先住民証書をいったん別に集約したうえで帳簿に組み込むという綴込帳形式の煩雑な作業と比較して独立帳簿を作成することは格段に単純で効率的だったはずである。ただし、独立帳簿はそれまで公証人たちが可能な限り遵守しようとしてきた原則—証書を作成日順に配置すること—の放棄を意味した。それまで先住民証書を区別しつつも、一冊の帳簿全体として証書が作成日順に並ぶよう公証人たちは腐心してきたのだが、独立帳簿の導入により、一人の公証人が同期間に二冊の帳簿を作成することになり、日付順の原則は破られる。とはいえ、帳簿が分割されても各帳簿に日付順が貫かれていれば、後の証書参照において何ら不都合は生じなかったともいえる。

ベニテス以後、先住民独立帳簿は18世紀を通じて確認され、少なくともペルーがスペインから独立する直前の1820年のものまで存在する。しかし、これまでに筆者は17世紀までの帳簿を中心に調査してきたため、今後18世紀以降の本格的な調査と分析が必要である。

#### IV 先住民証書を弁別する理由

前章では1641年に生じた先住民証書の弁別化とその後の変遷を論じたが、本章では公証人たちが先住民証書を弁別した理由に迫りたい。1641年以降、先住民証書の弁別化が共通の傾向として生じていることから、この時期以降、ワマンガの公証人たちが何らかの要因を共有していた可能性は高い。ちなみにバーンズも、クスコにおいて17世紀中葉から先住民証書の綴込帳が確認できると指摘しており、弁別理由については、作成料がスペイン人の証書に比べ低額だったためではないかと推察している (Burns 2005 : 377)。しかし、筆者はこれとは異なる要因があったと考える。

##### 1 印紙制度の影響

可能性の一つとして、1640年のインディアスにおける印紙の導入が挙げ

られる。印紙とはスペイン王室が専売した、印章の入った書類作成用の折り紙である。1638年12月、インディアスに向けて発布された印紙に関する政務令では、第一印紙から第四印紙までの用途と価格の異なる4種類が規定されている<sup>26)</sup> (Peralta 2007 : 216-220)。

この印紙制度が先住民証書のファイリング方法の変化に影響したとみられるため、その検証を行う前に、以下、制度の成立と内容について概略を述べておく。

当時、対外戦争等で財政逼迫にあえぐスペイン王室は、新たな収入源を求め、また文書偽造防止策として公文書および法的効力を備えた証書類全般への印紙の使用を義務付けた。1636年にまず本国において、続いて1640年1月以降、インディアスへの導入が決定された (Martínez 1986 : 115-116)。印紙制度の導入により、該当文書類はスペイン王室の発行する印紙を使用しなければ法的に無効となり、罰則も設けられた。

インディアスで使用される印紙は王室の監督のもと、スペイン本国で作成され、各地へ発送された。印紙の流通や販売を管理し、売上金を本国に送り届けるための役職が創設され、各高等法院管区では印紙業務を統括する責任者と印紙販売の会計を担当する財務官が、また管区内の各都市では直接印紙の販売と管理を請け負う担当官が任命された (Peralta 2007 : 216-220)。公証人は都市の担当官から印紙を購入し、公正証書作成の際、作成料に印紙代を上乗せしたものを顧客から徴収した。

ワマンガの場合、1640年11月の途中から公証人帳簿に印紙が導入されている<sup>27)</sup>。ただし、それは非先住民証書においてであり、先住民証書の場合、ほぼ全てに従来と同じ無印の普通紙 (papel común) が用いられている。もっとも、それには正当な法的根拠があった。先述の印紙の政務令はつぎのように定めている。

あらゆる公務書簡および顕著に貧しい者や公人・私人を問わず先住民の文書は第四印紙に記入すべし。(もし、これらの者がこの減額さ

れた用紙を用いるとして) さらにその場合、先住民は印紙を用いずとも、文書は無効とはならない。というのも、我々の意図はこれまででも今も変わらず、先住民のあらゆる負担や重荷を軽減することにあるからだ<sup>28)</sup> (Peralta 2007 : 218)。

つまり先住民の場合、実質的には印紙の使用が免除されたということであり、ワマンガの実態は本規定を反映したものである。前章で提示した(1)~(4)のファイルタイプにおいて、ほぼ全ての先住民証書に普通紙が使用されており、第四印紙の使用例はごくわずかに認められるのみである。また非先住民証書に用いられる第三印紙が先住民証書に使用される例もあるが、これは極めて稀なケースであり、その使用根拠は不明である<sup>29)</sup>。

印紙制度の開始によって証書作成において印紙と普通紙を使い分ける必要性が生じたが、両者を混在させる形で従来通りの綴込帳を作成するのは技術上困難であった。前章で個別証書ファイルに分類したカセレスの場合、非先住民証書の綴込帳に後から個々の先住民証書を挿入しているが、これは印紙と普通紙を日付順に配置するための一つの手段であったといえる。なお、同ファイルタイプには、個々の先住民証書に目印を付け、他の証書と区別したメサヒルの事例もあるが、これについては後で詳述する。しかしながら、同タイプはむしろ稀なケースである。主流となったファイルタイプは、非先住民証書用の印紙と先住民証書用の普通紙について別々に綴込帳を作成し、後から一冊の帳簿に綴じる(3)の綴込帳タイプであり、その延長線上に専用帳簿がある。

というのも、個別証書タイプは綴込帳タイプに比べ事務作業が煩雑になる上、ばらの普通紙に作成した先住民証書は散逸しやすく、保管上の問題も出てくる。また、未記入のスペースやフォリオも生まれやすくなり、追加記入の可能性が生まれるため、証書の真正性を損ねる危険性もある<sup>30)</sup>。一方、普通紙と印紙について別々に綴込帳を作成する方法は、証書の帳簿

全体を貫く日付順は崩れるものの、それ以外の問題は解消される。

## 2 印紙導入時における公証人の対応

先住民証書のファイリング方法の考察は、印紙制度の導入によって公証人が従来の文書管理に変更を迫られ、試行錯誤する様子を浮かび上がらせる。ワマンガには印紙導入が公証人に与えたインパクトを窺える事例が存在する。当時、ワマンガで証書作成にあっていた公証人は少なくとも2名いたことが分かっているが、そのうち印紙導入時に作成した証書が唯一残るのはペドロ・デ・メサヒルの1624-42年にかけて作成された4冊の帳簿のうち3冊目である (Mesagil 1640-41)。本帳簿を史料として、当時の一公証人が印紙の導入にいかにか直面し対応したのかを探ってみたい。

先述の通り、印紙の政務令においてインディアスでの印紙の導入開始時期は1640年1月からと定められていたが、メサヒルが印紙の使用を開始するのは1640年11月20日以降のことである。その直前、1640年の11月5-9日にかけて、彼はワマンガ市から30kmほど北に位置するワンタ村に出張し、公正証書の作成にあっていた。彼は同地で作成した証書の後に次のようなメモを残している。

この綴込帳にはこれ以上記入しなかった。なぜなら、印紙が発行されていなかったワンタで記入を終えたからである。そして、私はワマンガに戻った。印紙を使用するため、証書は押印された別の綴込帳に続く。王の公証人、ペドロ・デ・メサヒル<sup>31)</sup> (Mesagil 1640-41 : 306 r)。

ワンタでの証書は綴込帳の最後から二番目のフォリオで終了しており、このメモは最終フォリオの表面<sup>おもて</sup>に書かれている。本来ならば最終フォリオにも証書が書き込まれるところが、未記入のまま残されたため、このメモはその理由を説明したものである。つまり、彼のワンタでの出張業務

は、ちょうど最終フォリオが埋まる一步手前で終わったのであろう。出張を終え、同綴込帳を携えてワマンガに戻ったところ、当地では印紙の使用が始まっていたため、それ以後は証書作成に印紙を用いなければならなかった。ところが、ワンタから持ち帰った綴込帳には普通紙が用いられていたため使用を中断し、新たに印紙の綴込帳を作ったと推察される。このメモを裏付けるように、ワンタからワマンガに戻った直後からメサヒルは印紙を使った別の綴込帳に証書を作成している。

印紙使用が開始された1640年11月以降、メサヒルは先住民証書の扱いを徐々に変化させている。印紙導入後、最初に作成した綴込帳には第三印紙が用いられているが、その中に含まれる一件の先住民証書はその他の証書の中に混在し、同じ第三印紙で作成されている。翌1641年に作成された先住民証書も同様である。そこには先住民証書を弁別するという発想はみられない。しかし、1641年には別のパターンも生まれている。先住民証書はその他の証書の中に混在しているものの、先述の政務令の規定通り、第四印紙か無印の普通紙で作成され、さらには共通して証書の先頭フォリオ上部に「先住民の(証書)」と、一目でそれと判別できるように目印が付されている。なぜこのような目印を記入したのだろうか。

17世紀ワマンガの公証人たちは非先住民証書に普通紙を用いる場合、その理由を証書内に記載するのが常であった。それは、理由なく普通紙を用いることが証書の真正性を損ねるとともに、罰則の対象となったためである。先述の通り、印紙不足のため、非先住民証書にも普通紙を使わざるを得なかったケースは17世紀に散見されるが、その場合、各証書にはその旨が本文内または欄外に明示されている。そのことから、印紙制度の開始以降、公証人たちは用紙の使用および選択に際して慎重に対処した様子がうかがえる。とくにメサヒルが先住民証書に目印を付けたのは印紙導入開始から間もない時期であり、前例もないことから、いっそう慎重になったことだろう。したがって、目印は通常とは異なる用紙を用いることに対し、その理由づけとして記入されたのではないかと推測される<sup>32)</sup>。

以上の考察から、印紙の導入が先住民証書を弁別する契機となり、その後のファイリング方法の変化に影響を及ぼした可能性は高いと考えられる。ただし、筆者の説はその他の要因が存在した可能性を排除するものではない。

## V まとめと今後の展望

本稿ではワマンガ地方において先住民証書の弁別化とファイリングシステムの一連の変化が1641年を境に生じていることから、その背景に、1640年の印紙制度の同地方への導入があるとの仮説を検討した。当時、ワマンガの行政府や教会の先住民政策に何らかの変化があったという事実はない。また、公正証書の形式や記載内容について先住民と非先住民の証書を区別した形跡はなく、印紙導入以前と以後での時系列的な変化も認められない。むしろ、16、17世紀を通じて形式上の画一性は驚くほど保たれている。したがって、筆者はファイリングシステムの変化はあくまでも実務上の要請に基づくものであったとみている。つまり、印紙制度によって先住民証書の大半が非先住民証書と異なり無印の普通紙に作成されるようになった結果、証書の真正性を確保することと事務処理上の都合を両立させる必要が生じ、先住民証書を弁別せざるを得なくなったと考えられるからである。

ただし、この実務上の要請は、大きな先住民人口を抱えるワマンガ地方の特殊性、ひいてはスペイン領アメリカ全体の特殊性にかかわっている。本国では、貧窮者であっても第四印紙を使用する必要があり、公正証書に普通紙を用いるという措置は取られなかった (Martínez 1986 : 79-86)。

しかし、少なくともワマンガの先住民証書に関してはこれが標準的な措置に転化し、それまでの証書のファイリング方法を混乱させることになった。本論で詳述した公証人たちの試行錯誤はこの混乱への対処であり、それは最終的に先住民証書の弁別化と分冊化という方法を生んだ。つまり、スペインに由来する文書管理システムは、植民地に移植されることで特殊

な状況への適応を余儀なくされ、結果として大きく変化したのである。そしてその変化自体は、上からの指示によるものではなく、システムの末端におけるアドホックな実践により生み出されたのである。

ワマンガにおける先住民証書の弁別化から分冊化までの一連の変化は、必ずしも通時的かつ一律的な進化とはいえない。例えば、綴込帳の出現後も先住民証書を一か所に集約せず、他の証書に混在させるカセレスのような例や、同時期に同タイプのファイリング方法を用いながらも若干の違いを露呈するベニテスとベネガスの例が示すように、ファイリングに関して公証人個人の裁量が反映する余地があったことを示唆している。つまり、第2章で公証人帳簿の具体的な作成方法について法令やマニュアルが見当たらない点を指摘したが、事例の数々はその事実を裏付けていることになる。そこには植民地体制の末端において、法的根拠を備えた公正証書という文書を維持・管理するために手探りで試行錯誤を重ねる公証人たちの存在がある。

しかし、少なくとも今回の調査結果はあくまでもワマンガという限定された地域の事例を示したに過ぎず、同じペルー副王領内においてさえ同じ運用がなされたかどうかは不明である。なぜなら、ワマンガのケース自体が植民地の末端における文書管理が個人や地域、何らかの偶発的な事情によって変化する可能性を示唆しているからである。パーンズの研究により少なくともクスコにも先住民証書の綴込帳があることが分かっているがその詳細は不明である。今後はペルー副王領内における地域間比較を行うため、ワマンガ以外の地域でも調査を行い、その実態把握に努めたい。

また、これまでの調査では16、17世紀の公証人帳簿を中心に考察してきたため、18世紀以降については概略を把握しているに過ぎない。少なくとも1820年代まで先住民専用帳簿があることが確認はできているが、今後は18世紀以降に関して詳細に調べることも課題としたい。

アメリカにおける文書管理実践の史的展開—歴史人類学的研究」の成果の一部である。執筆にあたっては、同プロジェクトの吉江貴文代表（広島市立大学）、齋藤晃（国立民族学博物館）、中村雄祐（東京大学）の3氏をはじめ、東京大学の網野徹哉先生、匿名の査読者の方々から多くの有益なご助言をいただいた。ここに深謝の意を表する。

## 註

- 1) 近年、そうしたローカルな実践をミクロな視点から論じた研究は飛躍的に増加しつつあり、例えば、Gruzinski (1991)、Salomon (2004)、López y Saito (2005)、Burns (2010)、Rappaport (2011) などがある。
- 2) 公正証書とは、売却や賃貸、委任、遺言など民間の多岐にわたる契約の締結や私的権利の保証に関して公証人が作成する法的根拠を備えた証書のことである。通常、公正証書は作成を担当した公証人によって1-数年ごとに綴じ、帳簿として保管される。
- 3) 植民地時代、ワマンガ市を中心とするワマンガ地方（現在のアヤクチョ県、ワンカベリカ県）は先住民人口の割合が高く、民族構成が複雑だった。ワンカベリカ水銀鉱山や織物工場、農園などスペイン人の経済活動が盛んであったため、スペイン人と先住民との軋轢や先住民同士の争いなどが比較的頻繁であり、先住民社会の研究において興味深い地域である。
- 4) 1503年カトリック両王が発布した一連の政務令に収められた「王国の公証人について、および裁判外の証書に対して徴収すべき作成料に関する法令」（Ordenanzas de los escriuanos del reyno y los derechos que han de llevar por las escrituras extrajudiciales）は、公証人制度および公正証書のあり方の礎となった重要な法令である（Instituto de España vol. 2）。17世紀キトの公証人制度を分析したヘルツォグは、1681年に公布されたインディアス法集成において、インディアスの公証人制度にカスティーリヤの制度が色濃く反映していると指摘している（Herzog 1996：5）。
- 5) 16世紀末には公証人職も職権売買の対象となる。
- 6) 備忘録は、バーンズも指摘しているように、植民地時代に関してはほとんど現存しない。ARAY に所蔵されるのは1672-81年にかけて作成された1冊のみである。
- 7) 綴込帳とは日本の公証制度において、公正証書発行に際して生じる関連書類の保管用帳簿を指す。registro は帳簿に綴じる前の冊子であり、厳密には異なるが、定訳がないため、本稿では近似用語として便宜的に使用した。
- 8) Recopilación de las leyes de Indias, Libro II, Título 23, Ley 60.; Libro V,

Título 8, Ley 16.

- 9) 全紙を実測したところ、おおむね31.5×43センチ・メートルのサイズであった。
- 10) 目次は依頼主名がアルファベット順に並び、それぞれに相手方の名前、案件名、該当フォリオ番号が記入されるケースが多い。
- 11) 厳密には1821年に独立宣言がなされ、1824年に独立が達成された。
- 12) ワマンガのケースではスペイン人の他にムラートやメスティーンなども含まれる。
- 13) ファイルタイプ(1)に関しては調査の時間的な制約により、ファイル形式の確認までは行ったが、全ての先住民証書の詳細なデータをとることはできなかった。今後の課題としたい。
- 14) ただし、4冊目の帳簿でメサヒルが証書作成に従事しているのは1642年1-5月のみである。以後帳簿の終了する1643年9月まで何らかの理由により別の公証人、ホアン・ファルコン・デル・バージェが帳簿を引き継いでいるが、その担当箇所在先住民証書は含まれていない。
- 15) カセレスの場合、厳密な意味では(1)のファイルタイプとはいえない。彼の本来の意図は、先住民証書をその他の証書から弁別せず、あくまでも両者を日付順に並べることだったからである。しかし結果として、ばらの折り紙の挿入および縫い綴じという形で先住民証書の弁別化を行っている。その詳しい事情は後述する。
- 16) “Registro de pliegos de escrituras de yndios que pasan ante mi Joan de Silvera escriuano de Su Magestad deste año de mil y seisçientos y quarenta y dos años—Esta aqui la escritura de la fundaçion del ospital de Guanta 1642 años y 43 años”  
表紙には1642-43年と記入してあるものの、実際には1658年の証書まで含まれており、表紙と中身が一致していない。また後半の117フォリオには別の公証人が作成した1670年代の先住民証書が53フォリオ混入するなど、後半部分は後世になって付け足された可能性もある。しかし、それを証明し帳簿の原形を復元するのはきわめて困難であり、本稿の目的とも異なるため、ここでその議論は行わない。
- 17) 折り紙の綴込帳自体はシルベラ独自の発想ではない。例えばホアン・サンチェス・デ・ラ・パルマ (Joan Sanchez de la Palma) は、1606年に作成した帳簿内の一証書群の表紙タイトルを「ばらの折り紙の綴込帳」(registro de pliegos sueltos) としている (Sanchez 1606)。これは何らかの事情で綴込帳に組み込めなかった個々の書類を一家所に集約し帳簿の一定箇所に平綴じし

たファイル形式を指す。このような手法はしばしばみられるが、表紙とタイトルを付し一般の綴込帳との差異を明記する例は多くない。

- 18) ただし、アスルサの場合、先住民証書を含む全ての証書が折り紙タイプでファイリングされているのが特徴である。
- 19) 表には先住民証書を含む帳簿のみを記載した。
- 20) このうち最後の676フォリオ（1643-1658年）は通し番号が不規則であり、それ以前の202フォリオとの連続性が見られないため、後で付け足された可能性が高い。この不規則な箇所を除く202フォリオ内の非先住民証書は、1659年10月-1660年3月の間に作成されたものである。
- 21) 5フォリオのみと少ないが、最初のフォリオ表面上部に「1668-1669年アスルサ作成の先住民記録」（Asurza indios 1668=1669）とあり、弁別化が意識されている。
- 22) なお、この綴込帳はもともと25枚の折り紙を重ねて作られたものであるが、最後の14フォリオ分は切除されている。ただし、記入されずに残った用紙を切り取ったのか、記入された証書自体が切り取られたのかは不明である。
- 23) 連続した3冊の綴込帳からなる。
- 24) この先住民証書からなる綴込帳は、実際には単体の綴込帳として保管されているが、その作成時期および付された通し番号から、当初は6冊目の帳簿に綴じられていたことが明白であるため、本稿では当帳簿の一部として扱った。
- 25) 先住民証書の綴込帳①と②は証書の作成期間が一部重複している。
- 26) 印紙の値段と用途は次の通りである。

第一印紙（24リアル）副王、高等法院、総督等の発行する恩典

第二印紙（6リアル）公正証書の謄本

第三印紙（1リアル）裁判関係の文書

第四印紙（1/4リアル）公務書簡、貧者、先住民の文書

ただし、第一、第二印紙は1枚目にのみ使用し、残りは第三印紙を使用。また、第三印紙の場合、2枚目以降は普通紙を使用。さらに、公証人帳簿には第三印紙を使用。印紙の有効期限は2年とされ、2年ごとに印章のデザインが変わり、その横に印の種類と使用年が刻印された。

- 27) 印紙の政務令によれば、本国からインディアスへの印紙の輸送には時間がかかるため、実際には印紙が届いた時点からの使用開始が認められていた。
- 28) “En el sello cuarto, se han de escriuir todos los despachos de oficio, y de pobres de solemnidad, y de los Indios, públicos ó particulares: (si estos lo re-

duxeren a papel) y aun en tal caso, si faltaren los Indios en que sea sellado, no sea causa de nulidad, por quanto nuestra intencion y voluntad siempre ha sido, y es, aliviarles de qualquier carga, y gravamen.”

- 29) 一方で非先住民証書に普通紙が用いられるケースもあるが、それは印紙が不足したことによる。ただしそのような場合、証書にはその旨が明記されている。
- 30) 印紙の政務令にも、証書は後からの追加記入を防ぐため、証書同士の間隔を空けず、連続記入しなければならないと規定されている (Peralta 2007 : 220)。
- 31) “No se escribió mas en este registro porque se acabo en Guanta donde no se avia publicado el papel sellado=y venido a Guamanga=por usarse se fue proseguido en papel aparte sellado. [firmado: Pedro de Mesagil Escribano de Su Magestad]”このメモでは王の公証人を名乗っているものの、その他の公正証書の署名から1640-44年にかけて、実際にはワマンガの市参事会の公証人であったことが分かる。当時、各都市指定の公証人となるためには事前に王の公証人の資格を得ておくのが一般的であり、メサヒルも王の公証人資格を有していた。このように、署名欄に記された公証人資格が厳密でない例が散見される。
- 32) ただし、例外的に1642年には第三印紙が使用された上で目印が付されたものも一件みられる (Mesagil 1642-43 : 43r-44r)。

## 参考文献

### 1 未刊史料

Archivo Regional de Ayacucho (ARAY), Ayacucho, Perú.

Sección Protocolos Notariales (Legajo=L, Protocolo Notarial=PN)

Asurza, Joan de. L10, PN 15, 1657-60.

———. L11, PN16, 1650-71.

———. L12, PN17, 1650-59.

———. L15, PN21, 1666-69.

———. L16, PN22, 1668-69.

Benegas de Toledo, Francisco. L17, PN23, 1670-83.

———. L19, PN26, 1680-88.

———. L20, PN28, 1689-90.

———. L21, PN29, 1690-94.

———. L22, PN30, 1695-99.

- . L23, PN31, 1698–1701.  
 ———. L79, PN99, 1698–1702.  
 Benites Cortes Cavezas, Joseph. L23, PN32, 1692–95.  
 ———. L24, PN33, 1696–1700.  
 ———. L25, PN34, 1696–1703.  
 ———. L80, PN100, 1701–03.  
 Blanco de Cassazua, Francisco. L25, PN35, 1672–75.  
 ———. L26, PN36, 1674–77.  
 ———. L27, PN37, 1678–81.  
 ———. L28, PN38, 1682–85.  
 ———. L29, PN39, 1686–88.  
 Caceres Garrido, Agustin. L30, PN40, 1656–61.  
 ———. L31, PN41, 1662–64.  
 ———. L32, PN42, 1664–65.  
 Mansilla, Tomas. L35, PN45, 1651–55.  
 Mesagil, Pedro de. L38, PN48, 1640–41.  
 ———. L39, PN49, 1642–43.  
 Peñaranda, Francisco. L43, PN53, 1642–44.  
 ———. L44, PN54, 1642–43.  
 ———. L44, PN55, 1644–45.  
 ———. L45, PN56, 1645–46.  
 Sanchez de la Palma, Joan. L47, PN60, 1606.  
 Silvera, Joan de. L65, PN85, 1642–58.  
 Soria, Gaspar Antonio de. L4, PN8, 89.

## 2 既刊史料

- Ediciones Cultura Hispánica. 1973. *Recopilación de Leyes de los Reynos de las Indias Mandadas Imprimir, y Publicar por la Magestad Católica del Rey Don Carlos II Nuestro Señor*. Edición de Julián de Paredes en 1681. Edición Facsímil. tomo 1, 2 (Madrid: Ediciones Cultura Hispánica).
- Instituto de España. 1973. *Libro de las Bulas y Pragmáticas de los Reyes Católicos*. Edición Facsímil. vol. 2 (Madrid: Instituto de España).
- Monterroso y Alvarado, Gabriel de. 1603 [1563]. *Práctica Civil, y Criminal, e instrucción de escribanos* (Madrid: Casa de Pedro Madrigal).
- Peralta Apaza, Luz Eladia. 2007. “Pragmática de la Ley que Ordena el Uso del Pa-

pel Sellado en Hispanoamérica. Dada por Felipe IV en Madrid el 28 de diciembre de 1638, Impresa en la Imprenta Real de las Indias en 1639" *El Papel Sellado en el Perú Colonial 1640-1824* (Lima : Seminario de Historia Rural Andina-UNMSM), pp. 216-220.

### 3 研究書・論文

- Burns, Kathryn. 1999. *Colonial Habits : Convents and the Spiritual Economy of Cuzco, Peru* (Durham, N.C. : Duke University Press).
- 2005. "Notaries, Truth, and Consequences." *American Historical Review*, 110 (2), pp. 350-379.
- 2010. *Into the Archive : Writing and Power in Colonial Peru* (Durham, N. C. : Duke University Press).
- Gruzinski, Serge. 1991. *La Colonización de lo Imaginario. Sociedades Indígenas y Occidentales en el México Español. Siglos XVI-XVIII* (México : FCE).
- Guajardo-Fajardo Carmona, María de los Angeles. 1995. *Escribanos en Indias durante la Primera Mitad del Siglo XVI. vol. 1* (Madrid : Colegios Notariales de España).
- Herzog, Tamar. 1996. *Mediación, Archivos y Ejercicio : Los Escribanos de Quito (siglo XVII)* (Frankfurt am Main : Klostermann).
- Lockhart, James. 1968. *Spanish Perú, 1532-1560. A Colonial Society* (Madison : The Univ. of Wisconsin Press).
- López Beltrán, Clara y Akira Saito. 2005 (eds.), *Usos del Documento y Cambios Sociales en la Historia de Bolivia* (Osaka : National Museum of Ethnology).
- Martínez de Salinas, María Luisa. 1986. *La Implantación del Impuesto del Papel Sellado en Indias*. Biblioteca de la Academia Nacional de la Historia 180 (Caracas : Fuentes para la Historia Colonial de Venezuela).
- Rappaport, Joanne and Tom Cummins. 2011. *Beyond the Lettered City : Indigenous Literacies in the Andes* (Durham : Duke University Press).
- Salomon, Frank. 2004. *The Cord Keepers : Khipus and Cultural Life in a Peruvian Village* (Durham : Duke University Press).
- Stern, Steve J. 1982. *Peru's Indian Peoples and the Challenge of Spanish Conquest* (Madison : University of Wisconsin Press).